

論 点 及 び 対 応 策 (案)

運営協議会を効率的に運営するための方策

【問題点】

- ・ 旅客の範囲について、単独でバス・タクシーを利用することが困難な移動制約者（特にその他の障害を有する者）であるかの判定については、高度かつ専門的な知識が必要であり、運営協議会の場において確認することは困難。

【対応策】

- ・ 移動制約者の判定については、各市町村等の「医療、保健、福祉専門職」の知見を活用することが有効であると考えられる。各市町村事務局と「医療、保健、福祉専門職」との協力体制を構築することにより、当該知見の活用を行った場合については、運営協議会における協議を簡素化し、当該判定結果の報告をもって足りるものとする。
- ・ 厚生労働省と国土交通省は市町村等に対し、「医療、保健、福祉専門職」の知見の活用について、積極的に奨励していくことを連名で通知する。
- ・ その他の項目、例えば運転者要件などについても市町村による事前チェックが可能となるよう、市町村と運輸支局において協力体制を構築することにより可能な限り効率化を図るよう努めることとする。

自家用有償旅客運送の必要性の協議

【問題点】

- ・ タクシー等公共交通事業者の補完である自家用有償旅客運送の必要性の協議が十分行われていない。また、必要性の協議は、関係者が提供する数量的データを基に十分行うべき。

【対応策】

- ・ 旅客を有償で運送することは、本来、運送事業者が担うものであるが運送事業者のみでは十分な輸送の確保が困難と認められる場合において、これを補完するための手段として地域における足の確保が必要である場合に限り、自家用自動車による有償運送を認めている。このことから、まず出発点として、運送の区域における旅客の範囲を踏まえつつ最も重要な事項である必要性についての協議を十分に行うことが大切である。その他事項については、必要性の協議結果を踏まえた上で、その後に協議を行っていくこととする。
- ・ 上記の通り必要性の協議が大切であることを市町村及び運輸支局は十分認識するとともに、運営協議会において、市町村及び運輸支局から当該協議会の構成員に対し、必要性の協議を十分行うことが出発点である旨の説明責任を果たすものとする。
- ・ 必要性の協議に際しては、ガイドライン、あり方調査報告書に基づく需給判断のためのデータ等を活用することとする。

運輸支局等の役割

【問題点】

- ・ 運営協議会において、運輸支局は委員として参画しているが、法を所管する立場から協議をリードする役割を十分果たしていないことがあるのではないかと。
- ・ 合理的理由によらず協議会が開催されない、協議が合意に至らない場合等における調整を図る窓口がない。
- ・ 市町村と運輸支局の協力体制が必要であり、運輸支局が運営協議会の場において制度の説明を行うことや市町村も含め制度を習熟すること重要。

【対応策】

- ・ ローカルルールについて、運輸支局において検証を行ったうえで不合理と認められた場合は、運営協議会において見直しを図るため関係者との調整に主体的積極的に関与を図る。
- ・ 運営協議会が長期間開催されない場合や不合理な運営実態が認められた場合において、構成員及び申請団体から運輸支局に対し申し出がなされた場合、事実関係を把握した上で主宰市町村に対し合理的運営の働きかけを行う。
- ・ 運輸支局において、合理性についての疑義が生じた場合は、運輸局に相談するなど広範な知見に基づく判断が可能となるようにする。
- ・ 運営協議会の冒頭において、構成員に対し制度の趣旨、協議のポイント、進め方等について説明することにより、円滑な協議が行えるようにする。

その他

- ・ 本検討会において協議された事項については、適宜検討会メンバーによる実施状況等についてフォローの場を設けることとする。